

国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条による地図及び簿冊の閲覧

1. 平成22年度に作成した下記の地図及び簿冊を閲覧に供します。

地図の名称	平成22年度都市部官民境界基本調査図原図 平成22年度山村境界基本調査図原図 平成22年度補助基準点網図
簿冊の名称	平成22年度都市部官民境界基本調査簿案 平成22年度山村境界基本調査簿案 平成22年度補助基準点測量成果簿

2. 上記1.の地図及び簿冊に表記されている地域 別紙のとおり

3. 閲覧期間 平成24年4月23日から平成24年5月23日の20日間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

4. 閲覧時間 上記3の閲覧期間中毎日午前10時から午後5時まで

5. 閲覧場所：東京都千代田区霞が関2-1-3合同庁舎3号館

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内

Tel 03-5253-8111

6. 留意事項

①閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記3の閲覧期間内に訂正の申し出をすることができます。

②誤り等訂正の申し出は、書面で行ってください。このため、各自印章を持参してください。（誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所でお渡しします。）

③閲覧にお越しの際は、事前にご連絡願います。

(1) 平成 22 年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成 22 年度都市部官民境界基本調査簿案

埼玉県川口市、千葉県千葉市、白井市、東京都世田谷区、渋谷区、三鷹市、神奈川県横浜市、横須賀市、鎌倉市、厚木市、伊勢原市、海老名市、石川県白山市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、浜松市、三重県津市、鈴鹿市、名張市、滋賀県大津市、京都府京都市、長岡京市、大阪府堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、豊能郡豊能町、泉南郡岬町、兵庫県明石市、宝塚市、和歌山県和歌山市、島根県松江市、福岡県北九州市、福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市の一部

(2) 平成 22 年度山村境界基本調査図原図及び平成 22 年度山村境界基本調査簿案

埼玉県比企郡小川町、長野県飯田市、岐阜県加茂郡白川町、静岡県静岡市、浜松市、三島市、榛原郡川根本町、周智郡森町、三重県亀山市、伊賀市、兵庫県神戸市、丹波市、川辺郡猪名川町、奈良県宇陀郡御杖村、徳島県三好市、那賀郡那賀町、香川県小豆郡小豆島町、高知県室戸市、熊本県球磨郡五木村、大分県津久見市、玖珠郡玖珠町の一部

(3) 平成 22 年度補助基準点網図及び平成 22 年度補助基準点測量成果簿

北海道足寄郡足寄町、静岡県裾野市、愛知県みよし市、三重県志摩市、亀山市、兵庫県明石市、芦屋市、山口県宇部市、香川県多度津町、高知県高知市、熊本県熊本市の一部